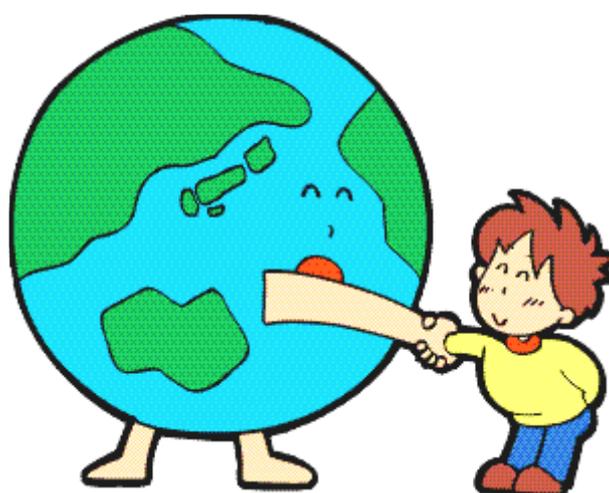


第3次小山市環境保全

率先実行計画



平成25年3月

小 山 市

小山市環境保全率先実行計画

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	法律と計画との関係	2
3	計画の基本方針	4
4	環境負荷低減に向けた 取り組みの範囲と目標	6
5	取り組み項目	9
6	取り組みによる効果	18
7	推進・点検体制	19
	参考資料	23

1 計画策定の背景と目的

今日の環境問題は、廃棄物や自動車交通といった私たちの日常生活及び事業活動が原因となる問題が多くなっており、その中でも地球温暖化は、人類の生存に重大な影響を及ぼす課題として、世界的な取り組みが行われています。

日本においては平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)」が施行され、統一的な温暖化対策が始まっています。その後は、平成13年4月に環境負荷の少ない製品を選択・購入する事を目的とした「国等により環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「グリーン購入法」という。)」、平成19年11月に物品の購入及び工事の契約に際し、価格に環境性能を含めた最善の製品及びサービスを評価し、事業者と契約する事を目的とした「国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律(以下、「環境配慮契約法」という。)」が施行され、取り組みは推進されています。

本市においては平成9年3月に基本理念を定めた「小山市環境基本条例」を施行し、平成10年3月に環境行政全般の目標及び取り組みを定めた小山市環境基本計画を策定し、取り組みが始まりました。そして、平成13年12月に事務及び事業に伴う環境負荷の低減を目的に小山市環境保全率先実行計画(以下、「計画」という。)を策定し、本市に求められる義務及び努力事項に取り組む計画としての役割も果たしてきました。

一方で、国では本市第2次計画改定後も多くの環境改善施策を施行しており、全てを計画に反映できていません。また、本市においても平成19年2月に小山市地域省エネルギービジョン、平成21年2月に小山市地域新エネルギービジョンを策定し、市民及び事業者に向けて環境施策を総合的に推進してきましたが、これらとの整合できていない部分も発生しています。

このため、現時点で抱えている課題を解決する第3次計画へと改定することで、本市の取り組み成果がより明らかとなることを目的とします。



2 法律と計画との関係

2.1 温対法との関係

地球温暖化対策の推進に関する法律第 4 条 2 項に、「地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずる」ことになっております。このため、本計画にて具体的にエネルギー使用量の削減に資する施策の把握、集計、公表に努めます。

2.2 エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係

改正されたエネルギーの使用の合理化に関する法律が 2010 年から施行されたことに伴い、市長部局及び教育委員会は各施設等のエネルギー使用量の合計が重油換算で 1,500kl 以上となっており、関東経済産業局へ報告しなければなりません。このため、主管部署ではエネルギーの専門家を配置し、中長期計画と呼ばれるエネルギー使用量削減計画及び年次報告を作成し、報告しています。

一方で、各施設における設備の更新といった具体策の推進は施設所管部署の責任が大きいことから、関係部署が連携しながら中長期計画の実行性を確保していくこととし、本計画ではエネルギー使用量の削減効果の把握に努めます。

ただし、栃木県の施設である県南体育館は市が指定管理者として維持・管理しているため、計画としては取り組むものの本市は報告しません。

2.3 グリーン購入法との関係

国では法に基づく環境負荷の少ない商品を率先して購入する仕組みを推進しており、平成 20 年 3 月に閣議決定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画では、平成 27 年度までにすべて地方公共団体が国と同等の取り組みを組織的に実施することが目標となっています。

このため、本市におけるグリーン購入及び本地域におけるグリーン商品の製造促進を図ることを目的に、本計画では本市の実情を鑑みた上で、国に準じた特定調達品目の設定及び目標を掲げて取り組むものとしします。

2.4 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律との関係

国では国産木材の利用促進を図るため、法及び基本方針を定め、利用を推進することになりました。本市においても、県産木材の利用を推進するために方針を定めています。

このため、本計画ではグリーン購入品目のうち、国産木材が使われている物品をグリーン品目として追加し、優先して購入することで利用促進に努めるものとしします。

2.5 環境配慮契約法との関係

国の温室効果ガス排出量の約9割は電力供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修及び建築物に関する契約に従って排出されており、契約時に温室効果ガスの排出削減に配慮する仕様にすることが効果的との認識から法律を施行し、平成22年度から平成24年度までの契約に伴う温室効果ガス排出量の平均8%削減を目標に掲げ、取り組んでいます。

本市における状況は国と同様ですが、地域事業者の状況及び契約発注数に大きな隔たりがあるため、全てを実施するのは困難な状況です。一方で、本市が率先して取り組むことで、地域における環境配慮契約が促進する一助となる可能性もあります。このため、本計画では国が実施している契約のうち、本市における実施が可能な契約に取り組むことを目標とします。

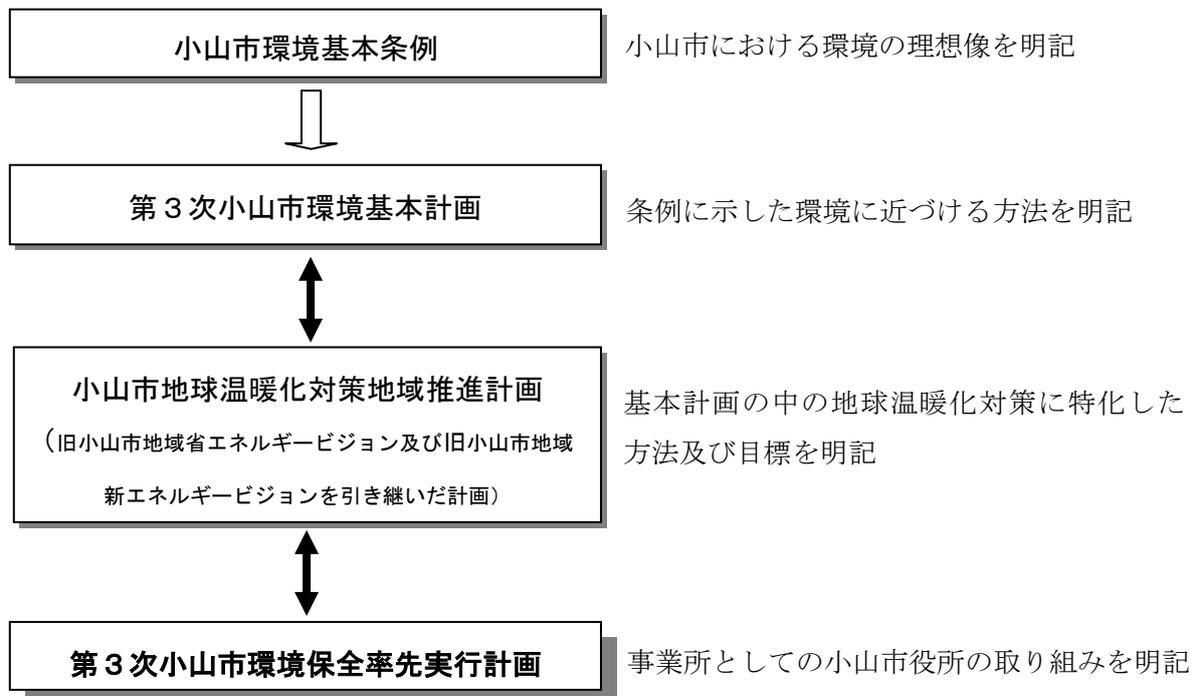


図 2.1 計画の位置づけ

※ 温室効果ガスの総排出量

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素を温室効果ガスといいます。電力の消費時や燃料の燃焼に伴って排出するこれらの温室効果ガス排出量は、政令で毎年排出係数が定められ、電力使用量や燃料使用量にそれぞれの排出係数を乗じた和が温室効果ガス総排出量となります。

3 計画の基本方針

3.1 計画の方針

本計画の方針は以下のとおりとする。

- (1) 本市全ての庁舎等で使用するエネルギーを把握し、エネルギー使用量についての目標を定め、これの実現に寄与する行動を積極的に選択する。
- (2) 本市の設備を省エネ設備に更新及び太陽光発電等の創エネ設備を設置することで、計画的な省エネルギー化を実現する。
- (3) 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定めるもので、本市での実施が可能な品目及び本市独自に定める方針に合う品目を優先的に調達することで、グリーン商品の購入を推進する。
- (4) 国で実施されている環境配慮契約のうち、「船舶の調達に関する契約」以外については契約環境さえ整えば本市でも実施が可能であるため、今後実施の対象となる件数の把握及び取り組みが可能な契約の実施に努める。

3.2 計画の方向性

本計画に取り組む上で、方針で示した以外の基本的な考え方を以下に示す。

- (1) 具体的な環境負荷の低減効果の把握が難しい場合にも、負荷が小さい方法を選択することとする。
- (2) 施設の維持及び業務遂行に支障が出るような取り組みを推奨するものではない。
- (3) 組織的に環境負荷の低減が推進できる推進体制の構築を目指す。
- (3) 職員各自の環境保全に対する意識の高揚を図る。
- (4) 毎月各所属の実施状況を点検し、取り組み効果を随時フィードバックする。
- (5) 市民に対する具体的な取り組みの周知を図る。
- (6) 事業者に対して環境ビジネスへの積極的な参入を促進する。

3.3 計画の対象

表 3.1 に示すとおり、庁内及び出先機関、市の公共施設、市の設備等を全て対象とする。これには、指定管理者に施設の管理及び運営を委託している施設も含む。一方で、今後新たに施設を設置すれば対象に加え、既存施設の廃止又は民営化に伴い対象から外すものとする。

表 3.1 既計画で推進管理の対象とする庁舎及び施設

実行計画兼省エネ法対象施設
本庁舎・庁舎別館・保健福祉センター・保健センター分室・神鳥谷庁舎・文書館・出張所 2 箇所・墓園やすらぎの森・保育所 12 箇所・学童保育所 20 箇所・児童センター 2 箇所・道の駅思川・まちの駅四季彩館・絹ふれあいの郷・水処理センター 2 箇所・中継ポンプ場 26 箇所・勤労青少年ホーム・ふれあい健康センター・コミュニティセンター・小山運動公園クラブハウス・農業集落排水施設 13 箇所・排水機場 3 箇所・消防本部庁舎・分署 5 箇所水道庁舎・若木浄水場・羽川西浄水場・鶉島浄水場 中央市民会館（教育委員会・中央公民館・文化センター・図書館分館）・小学校 27 校・中学校 11 校・生涯学習センター・間々田地区生涯学習館・小野塚イツ子記念館・史跡寺野東遺跡ガイダンス施設・公民館 9 箇所・中央図書館・市立博物館・車屋美術館・県南体育館

3.4 計画の期間

本計画は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とし、取り組み状況や結果等を踏まえて取組み項目の修正・追加を行うものとする。

なお、本計画に掲げる数値目標については 2010 年（平成 22 年）を基準年に改めて定め、2020 年（平成 32 年）を目標年とする。

2020 年以降の目標年は 2030 年、2040 年、2050 年とし、国及び栃木県の目標を踏まえて、削減目標を新たに設定する。

4 環境負荷低減に向けた取り組みの内容と目標

4.1 取り組みの内容

本計画で対象とする環境負荷低減に向けた取り組みの内容は、図 4.1 に示すとおりとする。このうち、主要な取り組み項目については、環境負荷低減に向けた目標値を設定するとともに、温室効果ガス削減の目標値を設定する。

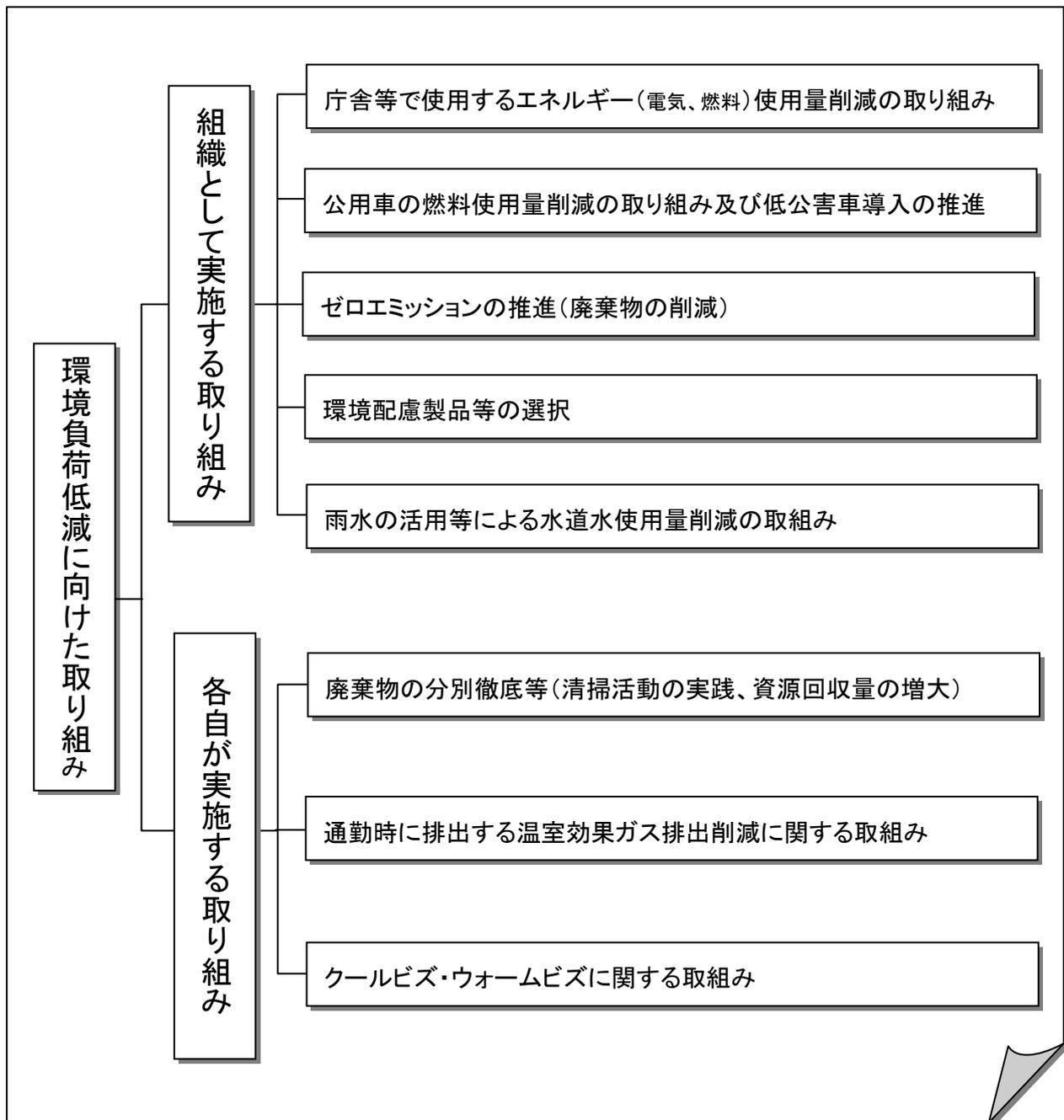


図 4.1 環境負荷低減に向けた取り組みの内容

4.2 目標

(1) エネルギー使用量低減に向けた目標

エネルギー使用量等の目標を表 4.2 のとおりに定める。

表 4.2 環境負荷低減に向けた目標

項目	単位	基準年	目標年	備考	
電	使用量	kWh/年	24,562,932	22,106,639	10%
気	契約電力※	kW	-	基準年未満	全ての施設
都市ガス	m ³ /年	778,333	700,500	10%	
L P ガス	m ³ /年	90,245	81,221	10%	
灯油	L/年	126,326	113,694	10%	
重油	L/年	36,740	33,066	10%	
ガソリン	L/年	101,775	91,598	10%	
軽油	L/年	28,065	25,259	10%	
バイオディーゼル	L/年	4462	基準年以上	-	

※契約上使用できる最大電力[KW]のことを指し、大規模施設になると過去1年分の最大電力のうち、一番大きな値が契約電力となり、電気料金に大きく影響します。

(2) グリーン調達実施目標

表 4.3 の年間総調達額にしめる環境配慮物品調達額の割合を目標として示します。また、品目を選定する詳細は資料に添付します。

表 4.3 グリーン調達実施状況

分野	対象品目	基準年調達率	調達目標
1. 紙類	7	86%	80%
2. 文具類	83	83%	80%
3. オフィス家具類	10	94%	80%
4. OA 機器	19	62%	80%
5. 携帯電話	2	-	80%
6. 家電製品	6	98%	80%
7. エアコンディショナー等	3	100%	80%
8. 温水器等	4	-	80%
9. 照明	5	85%	80%
10. 自動車等	5	84%	80%
11. 消火器	1	-	80%
12. 制服・作業服	3	99%	80%
13. インテリア・寝装寝具	10	100%	80%
14. 作業用手袋	1	49%	80%
15. その他繊維製品	7	100%	80%
16. 設備	6	100%	80%
17. 防災備蓄用品	10	-	80%
18. 役務	17	82%	80%
合計	266	85%	80%

(3) 環境配慮契約取り組み目標

一定の競争性を確保しつつ、価格以外の環境性能を評価に含めた結果、最善の環境性能を有する製品及びサービスを受給できるように、「電気の供給」、「自動車の購入及び賃貸借」、「省エネルギー改修」、「建築物」、「産業廃棄物」に関する契約については契約数及び実施件数、履行可能事業者数の把握に努めます。

(4) その他環境負荷を軽減する取り組み目標

水道及び雨水の使用量、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電量、紙等の廃棄物リサイクル量等については表 4.4 の項目の把握に努め、達成目標を上回るように取り組む。

表 4.4 その他環境負荷を軽減する取り組み状況

項目	基準年	目標年
水道の使用量 (m ³)	427,759	基準年値未満
雨水の使用量 (m ³)	—	水道使用量の1%以上
再生可能エネルギー発電量 (kWh)	—	—
紙のリサイクル量 (kg)	28,006	基準年以上
その他資源のリサイクル量 (kg)	—	7,000 以上

(5) 温室効果ガス総排出量の目標

エネルギー使用量に基づく温室効果ガス排出量は表 4.5 に示す。また、グリーン購入及び廃棄物削減に伴い温室効果ガス排出削減効果を推定できる項目についての効果の公表にも努めます。

表 4.5 エネルギー由来温室効果ガス総排出量の目標

	単位	基準年	目標年	削減率
温室効果ガス 総排出量	t-CO ₂ /年	17,053	15,348	10%

5 取り組み項目

(1) 組織として実施する取り組み

庁舎等で使用するエネルギー（電気、燃料）使用量削減の取り組み

◇目標◇

- ・ 電力使用量を 10%以上削減する。
- ・ 各施設の契約電力の値を基準年未満に抑える。
- ・ 冷暖房用等の燃料を 10%以上削減する。

取り組みの趣旨

使用電力が化石燃料由来の発電所から供給されている場合、電力消費量の増大に伴って二酸化炭素排出は増大します。また、冷暖房用の燃料が都市ガス等の場合、これらの燃料燃焼時に二酸化炭素が排出しています。このため、必要以上にこれらを使用しないことにより、温室効果ガスを抑制できます。

この他にも、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進することで、電気事業者から購入する電力量の削減に努めます。

取り組み項目

□は、個人が行うこと、○は、課として行うこと。
△は、施設全体で検討していくこと。

◆照明等に関すること

- ・湯沸室・トイレ等の照明は、使用毎に点灯する。

具体的な行動：点灯した人が消灯する。又は、声掛けする。

- ・昼休み、退庁時等の照明の消灯を徹底する。

具体的な行動：正午、退庁時に必要な照明以外は消灯する。

- ・半年に1回程度は照明器具の清掃をする。

- ・時間内で業務を終了させ、エネルギー使用を抑制する。

△：ノー残業デーを徹底する。

- △・照明器具の新設又は更新の際には、LED 照明又は省エネ型蛍光灯、有人センサーの導入をする。



◆事務機器等に関すること

- ・昼休み、外出時、退庁時等の事務機器を長時間使用しない時は主電源を切り、待機電力の削減に努める。

具体的な行動：最後に退庁する職員は、パソコン、プリンター、コピー機の電源 OFF を確認する。

◆冷暖房の適正な利用に関すること

- ・適正な空調温度（冷房 28℃、暖房 20℃）の遵守を徹底する。

具体的な行動：温度を急に上げ下げせずに、時間をかけて調整する。

- ・エアコンのフィルター等を定期的に清掃する。

具体的な行動：当番を決めて清掃（1回/2週間）を行う。

- ・冷暖房時にはカーテンやブラインドにより窓を覆い、遮熱効果を高める。

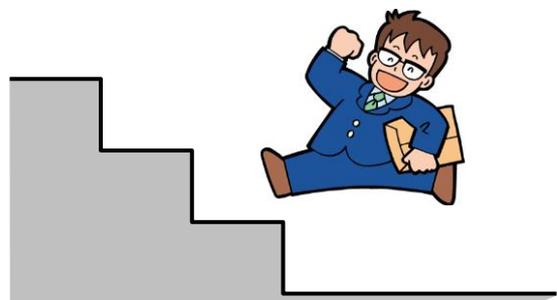
- ・室内温度のむらをなくすため、空調機の配置や吐出口の向きに配慮する。



- △・天候・曜日・季節によって空調の起動時間・停止時間を調節する。

◆エレベーターの利用に関すること

- ・できるだけ階段を利用するように心がける。



◆その他

- △・施設の屋根及び空きスペース等に太陽光発電等の再生可能エネルギー発電機器を導入する。

- △・施設毎にピークカット対策（最も電力を使用する時間帯における節電の推進）を検討する。

- △・清涼飲料用自動販売機の設置、更新の際は、省エネ型、リサイクル型のものを導入する。

公用車の燃料使用量の削減及び低公害車の導入の推進

◇目標◇

- ・ 公用車の燃料使用量を10%以上削減します。
- ・ 環境に配慮した自動車を導入し、有効に使用します。

取り組みの趣旨

自動車の排気ガスには、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素やメタンのほか、大気汚染の原因物質である窒素酸化物や浮遊粒子状物質等が排出されています。これらは燃料使用量の削減に併せて排出量も削減できるため、具体的な行動が重要です。

この他に、費用は一般の車輛より高額になりますが、電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車の導入が有効です。

取り組み項目

□は、個人が行うこと、○は、課として行うこと。
△は、施設、役所全体で考えていくこと。

◆燃料使用量削減

- ・法定速度による走行、アイドリングストップ等のエコ・ドライブを徹底する。

具体的な行動：エコ・ドライブを意識した運転をする。

- ・使用する自動車は、使用目的や人数などに合わせ適切な公用車を選択する。

具体的な行動：長距離を運転する方は積極的に低燃費自動車を選択する。

- ・同じ目的地への少人数での出張は、相乗り又は公共交通機関の利用に努める。

- ・徒歩・共用自転車による市内出張の促進を図る。

具体的な行動：1km以内の市内出張に車を使わない。

- ・車両の定期的な点検を励行する。



◆公用車整備計画の策定

- ・各課に配置されている車両を更新する際は、共用車でも対応可能かを必ず検討する。

- △・公用車整備計画を策定し、環境性能の高い車両を選択することで、環境負荷の低減を図る。

ゼロエミッションの推進（廃棄物の削減）

◇目標◇

- ・ 庁内から排出する廃棄物を0に近づけます。
- ・ 資源物は庁内・庁外を問わず、有償売却又は有効利用します。

取り組みの趣旨

庁舎内から排出するごみは7分別を徹底し、ごみの減量化、資源化に努めることで、ごみ処理にかかるエネルギー使用量の削減を図ります。

また、資源物は古物商への販売を推進することで、税外収入の確保に努めるほか、市内事業者等への提供により、資源物の有効活用を推進します。

取り組み項目

□は、個人が行うこと、○は、課として行うこと。
△は、施設、役所全体で考えていくこと。

- ・事務用フラットファイル等は繰り返し使用する。
- ・使用済みカレンダー等で「ECO 名刺」等を作成し、使用する。
- ・所属において、定期的に文書整理及び清掃を実施することで、所属から発生する物の中からリサイクルに回す物を増やす。
- ・物品などの購入の際に、再使用、再生利用しやすいものを選択する。
- ・不要品を処分する場合は、再生利用の可否を考慮して処分する。



- △・庁舎内から発生するごみを集める場所を決め、分別を徹底しやすいようにする。
具体的な行動：①燃やすごみ、②燃やさないごみ、③資源物については各課、他のものについては、各フロア等にそれぞれ専用の置き場所を決める。
- △・資源物を少しでも多く売却又は地域で有効に活用されるように、品目、施設といった収集形態に配慮する。

環境配慮製品等の選択

◇目標◇

- ・グリーン調達実施目標以上を目指す。

取り組みの趣旨

建設事業及び施設の改築等では、自然環境への配慮やエネルギーの有効利用、廃棄物の適正処理等を踏まえた設計及び整備をする必要があります。

また、市が購入する事務用品やOA機器類といった消耗品及び備品は全て環境負荷のできるだけ少ないものを優先的に選択する必要があります。

取り組み項目

○は、課として行うこと。
△は、施設、役所全体で考えていくこと。

◆ 物品購入及び工事等の選定基準の策定

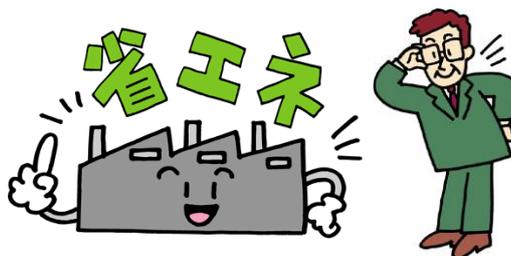
- ・物品購入及び工事の発注時に、価格以外の環境負荷の軽減に配慮する。

- △・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）の趣旨に則り、対象商品を優先的に選択する。

◆ 入札において環境負荷の少ない物品及び工事に配慮する選考基準の策定

- ・設計時には必ず Life Cycle Assessment を考慮し、活用可能な環境性能を取り入れていく。

- △・国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）の趣旨に則った温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。



雨水の活用等による水道使用量削減の取り組み

◇目標◇

- ・ 庁舎等で使用する水道使用量を基準値未満とする。
- ・ 雨水を使用できる施設を増やし、使途の把握をする。

取り組みの趣旨

私達が使用している水は限りある貴重な資源であり、浄水場で多くのエネルギーを消費し供給され、下水処理場でも多くのエネルギーを消費して、処理されています。

このため、雨水の活用等による節水に努めるとともに、浄水場や処理場におけるエネルギー削減に寄与していきます。

取り組み項目

□は、個人が行うこと、○は、課として行うこと。
△は、施設で検討していくこと。

- ・手洗い及び洗面等で水を使う場合、こまめに蛇口をしめる。
- ・洗車や食器類の洗浄は水を流し続けずに、バケツにくみ置いて行う。
- ・水を大量に使用する施設では、雨水を貯められないかを検討する。
- ・雨水活用可能施設では、植栽の水やり及び洗車等に優先して雨水を活用する。
- △・建物の更新、新設の際は、トイレの洗浄用水の雨水利用などを検討する。
- △・建物の更新、新設の際は、自動水栓及び感知式弁の導入を検討する。



(2) 各自が実施する取り組み

廃棄物の分別徹底等（清掃活動の実践、資源回収量の増大）

◇目標◇

- ・ 庁舎内外の清掃活動に参加する。
- ・ 職場から廃棄される物を出来る限り資源物にする。

取り組みの趣旨

私達が排出する資源物は分別が徹底されないと、各資源化处理施設の機材を痛める原因となり、せっかくの厚意も無駄になりかねません。

このため、日頃から清掃活動を実践し、資源化に関する取組みを学び、確かな知識を学んで頂くことで、職場から排出される廃棄物を0に近づけるものです。

取り組み項目

□は、個人が行うこと、○は、課として行うこと。
△は、施設で検討していくこと。

- ・機密及び個人情報に記載された文書はシュレッダーにて裁断する。また、記載されていない使用済み文書はリサイクルボックスに集める。
- ・ペットボトルキャップを所属単位で集める。
- ・カラープリンターの使用済みインクカートリッジは所属単位で集める。
- ・マイバック等を持参し、買い物等に職場で捨てるビニル袋を貰わない。
- ・マイ箸を持参し、割り箸を貰わない。
- ・庁内で自主的に実施されているごみ拾い、ボランティア清掃といった活動に参加する。
- ・資源物になる物を集める場所を所属内で検討し、職員に周知する。
- △・資源物を保管する所定の場所を定め、各所属に周知する。

通勤時に排出する温室効果ガス排出削減に関する取り組み

◇目標◇

- ・各自が通勤時に排出する温室効果ガス排出量を把握します。

取り組みの趣旨

通勤時に自動車及び自動2輪車を使用する者は距離及び日数に応じて温室効果ガスを排出しています。一方で、削減意識を忘れなければ、これらを使用していても温室効果ガス排出量の削減は可能です。

取り組み項目

□は、個人が行うこと、○は、課として行うこと。
△は、施設、役所全体で考えていくこと。

- ・公共交通機関及び自転車等へ乗り換える。
- ・車の更新時に低燃費車を選択・購入する。
- ・知り合いの協力を得て、相乗りによって通勤する。
- ・エコ・ドライブを心掛ける。

- ・相乗り等が実施しやすいように、業務量を調整する。

- △・職員用駐輪場を整備し、自転車通勤を推奨する。
- △・職員同士で相乗りができるようにマッチング依頼に対応する。

クールビズ・ウォームビズに関する取り組み

◇目標◇

- ・クールビズ・ウォームビズ推奨期間に率先して協力します。

取り組みの趣旨

過度な冷暖房の利用は環境への負荷が大きくなりますが、これらは服装の軽装や厚着によって対応可能な部分でもあります。このため、クールビズ及びウォームビズを推奨することで、環境負荷の低減が可能になります。

取り組み項目

□は、個人が行うこと、○は、課として行うこと。
△は、施設、役所全体で考えていくこと。

- ・クールビズ推奨期間には、軽装及び放熱対策を実施します。

具体的な行動：熱の籠りにくい服装や軽装を選択します。

マイボトル等の冷たい飲み物で体を冷やします。

冷却グッズを有効に活用します。

- ・ウォームビズ推奨期間には、厚着及び遮熱対策を実施します。

具体的な行動：熱の逃げにくい服装や厚着を選択します。

マイボトル等の温かい飲み物で体を温めます。

カイロ等を有効に活用します。

- ・夏はグリーンカーテンや簾等の活用により、遮熱に配慮します。

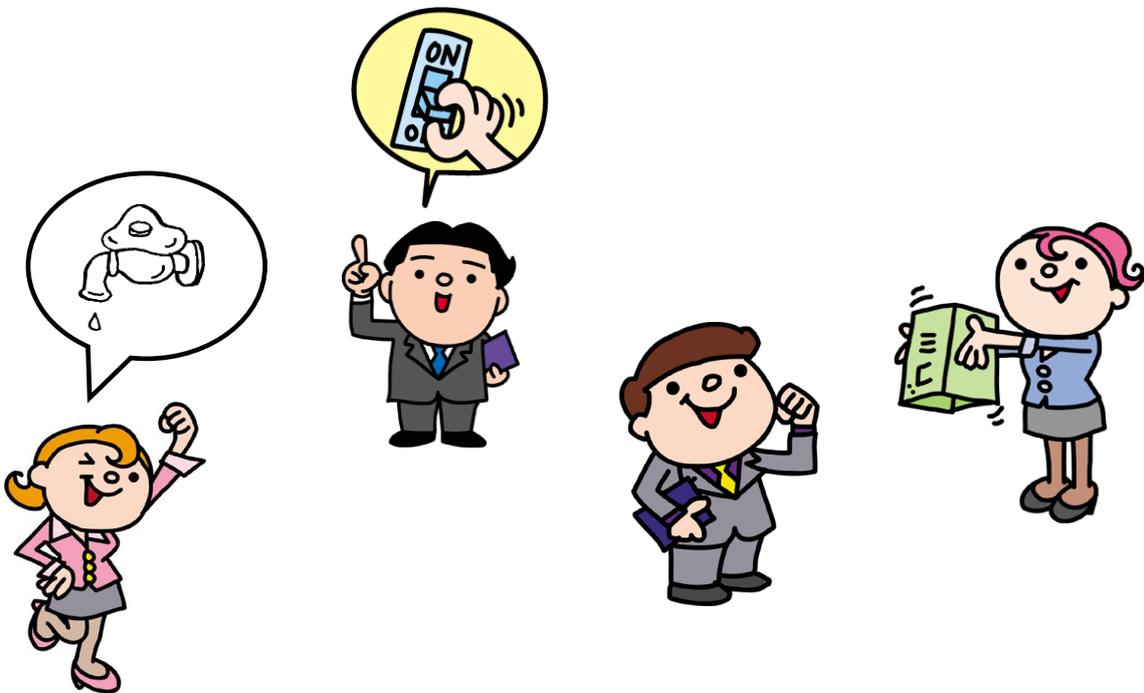
- ・冬はカーテンを朝夕と活用し、建物から熱が逃げるのを防ぎます。

- △・全庁での推奨期間を設定することで、取組みやすい雰囲気づくりに配慮します。

6 取り組みによる効果

「小山市環境保全率先実行計画」を策定し、環境負荷に向けた取り組みを行うことで以下の効果が期待できます。

- (1) 各庁舎及び施設におけるエネルギー使用量等を随時状況が把握でき、問題点及び課題の抽出が容易になる。
- (2) 各種事務事業を実施していくうえで、環境負荷の低減が図れる。
- (3) 全ての職場において、環境に配慮した具体的行動を推奨できる。
- (4) 職員一人一人の意識向上に伴い、環境問題に対する意識の共有化が図れる。
- (5) 市民及び規模の小さい事業者に対し、環境保全に寄与する取組みを周知することで、各主体が実施可能な取組みへの啓発ができる。



7 推進・点検体制

「小山市環境保全率先実行計画」の推進を図るため、庁内の推進・点検体制を整備するとともに、図 7.1 で示す環境の国際規格である ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく PDCA サイクルにより、継続的改善を行っていく。

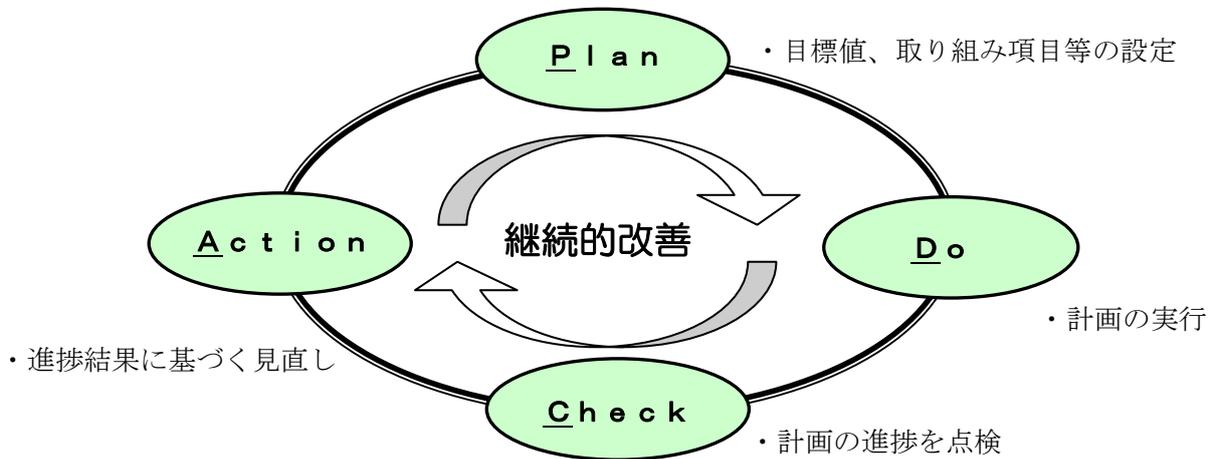


図 7.1 PDCA サイクル

(1) 推進体制

策定した環境保全率先実行計画が着実に推進できるように、図 6.2 に示す庁内の推進体制のとおり全職員の協力のもと計画を実行する。

◆ 小山市環境調整委員会

小山市環境調整委員会を本計画の推進母体とし、市民生活部長を推進総括管理者として、計画全体の進行管理、取り組み状況等の総合評価・分析、計画の見直し、計画の公表に関すること等を行います。

◆ 各部・課等の体制

各部局・課等の円滑な推進を図るため、推進管理者（各幹事課長等）、推進責任者（各課長等）、推進員（各係長等）等を置きます。

○ 推進管理者（各幹事課長等）

「小山市環境保全率先実行計画」に係る各部内等における推進の責任者として、取り組みの推進、集計、点検評価の総括を行い、取り組み状況を推進総括管理者へ報告します。

- 推進責任者（各課長等）
「小山市環境保全率先実行計画」に係る各課の推進の責任者として、取り組みの推進、実施状況を把握し、取り組み状況を推進管理者へ報告します。
- 推進員（正 係長等1名、副 1名）
各課において環境保全のための行動を率先して行うとともに、職員へ具体的な取り組みを指導していきます。

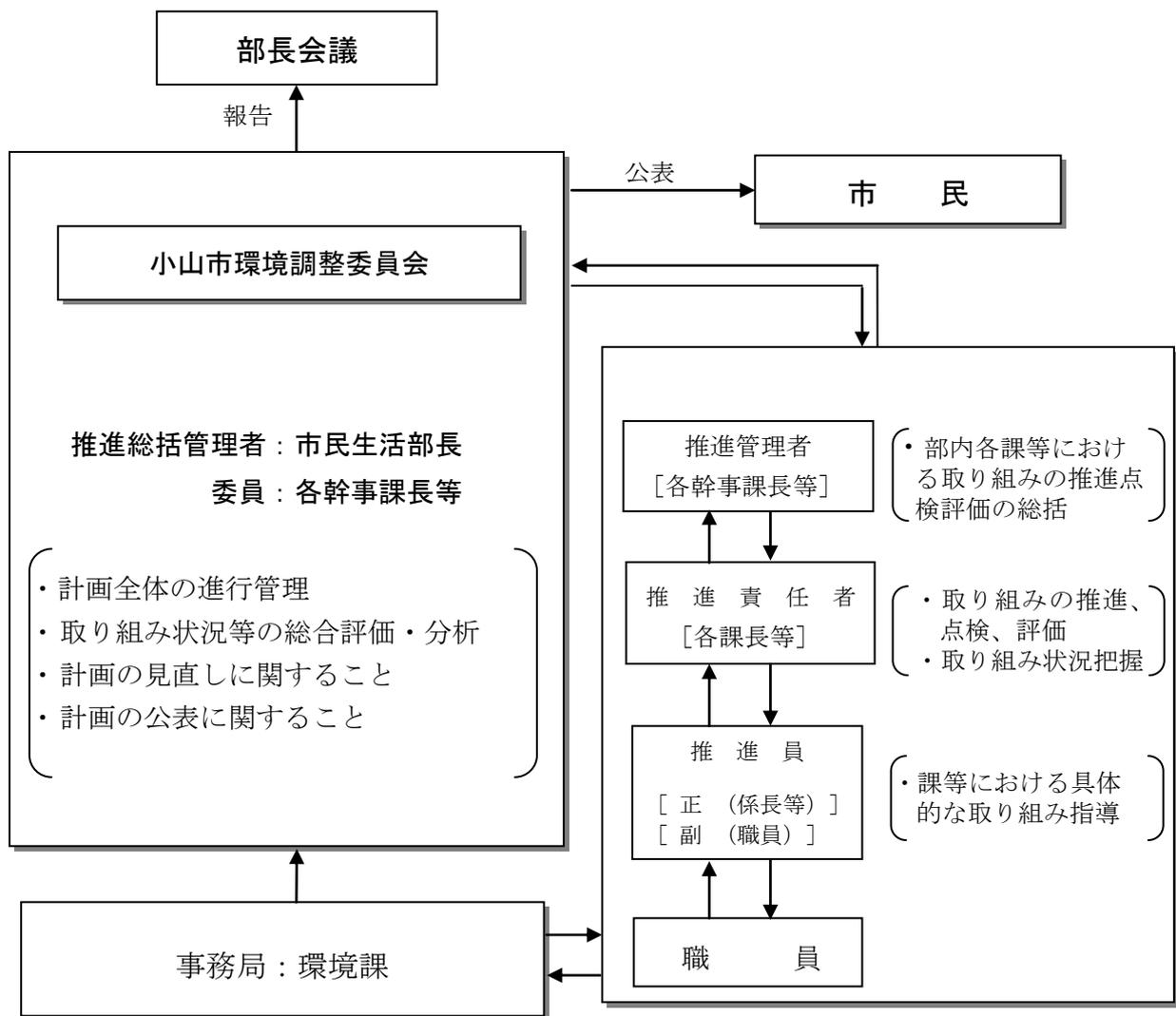


図 7.2 小山市環境保全率先実行計画推進体制

(2) 実施状況の把握方法（点検・評価体制）

点検・評価の流れは、図 7.3 に示すとおりです。

◆ 推進員による点検

- ① 各課の推進員は、日常の環境保全活動について課員の協力のもと、実行計画取り組み、環境配慮行動月別報告書（様式第 1 号）及び施設及び設備、車両管理部署月別報告書（様式第 2 号）に基づいて記入し、翌月上旬までに月単位の計画の推進状況を取り纏め、課内に周知します。

◆ 推進責任者における各課等での点検・評価

- ① 推進責任者は、様式第 1 号及び様式第 2 号に基づき、課における計画の取り組み状況を毎月確認し、結果を各部幹事課経由で事務局へ翌月中旬に届くように報告していきます。
- ② 推進責任者は、グリーン調達購入予定報告書（様式第 3 - 1 号）を年度当初に作成し、年度にグリーン調達購入実績報告書（様式第 3 - 2 号）も取り纏め、それぞれの内容を課内に周知します。これらの結果を各部幹事課経由で事務局へ 5 月中旬に届くように報告していきます。
- ③ 平成 25 年度については、5 月中旬までに様式第 3 - 1 号を作成し、報告しますが、平成 26 年度以降からは前年度の様式第 3 - 2 号及び当年度の様式 3 - 1 号を 5 月中旬までに報告します。

◆ 推進管理者による各部局等での点検・評価

- ① 推進管理者は、部単位における計画の進捗状況を随時把握します。
- ② 推進管理者は、毎年度はじめに前年度の各課等における取り組み状況を推進総括管理者（市民生活部長）に報告します。様式第 1 号及び様式第 2 号については翌月の下旬に、様式第 3 - 1 号及び様式第 3 - 2 号については 5 月下旬までに報告します。

◆ 環境調整委員会での評価、見直し

- ① 委員会は、推進総括管理者（市民生活部長）から全庁での取り組み状況等について報告を受けたのち、評価します。
- ② 委員会は、全庁的をあげて重点的に取り組む事項等について決定します。

各 課 等

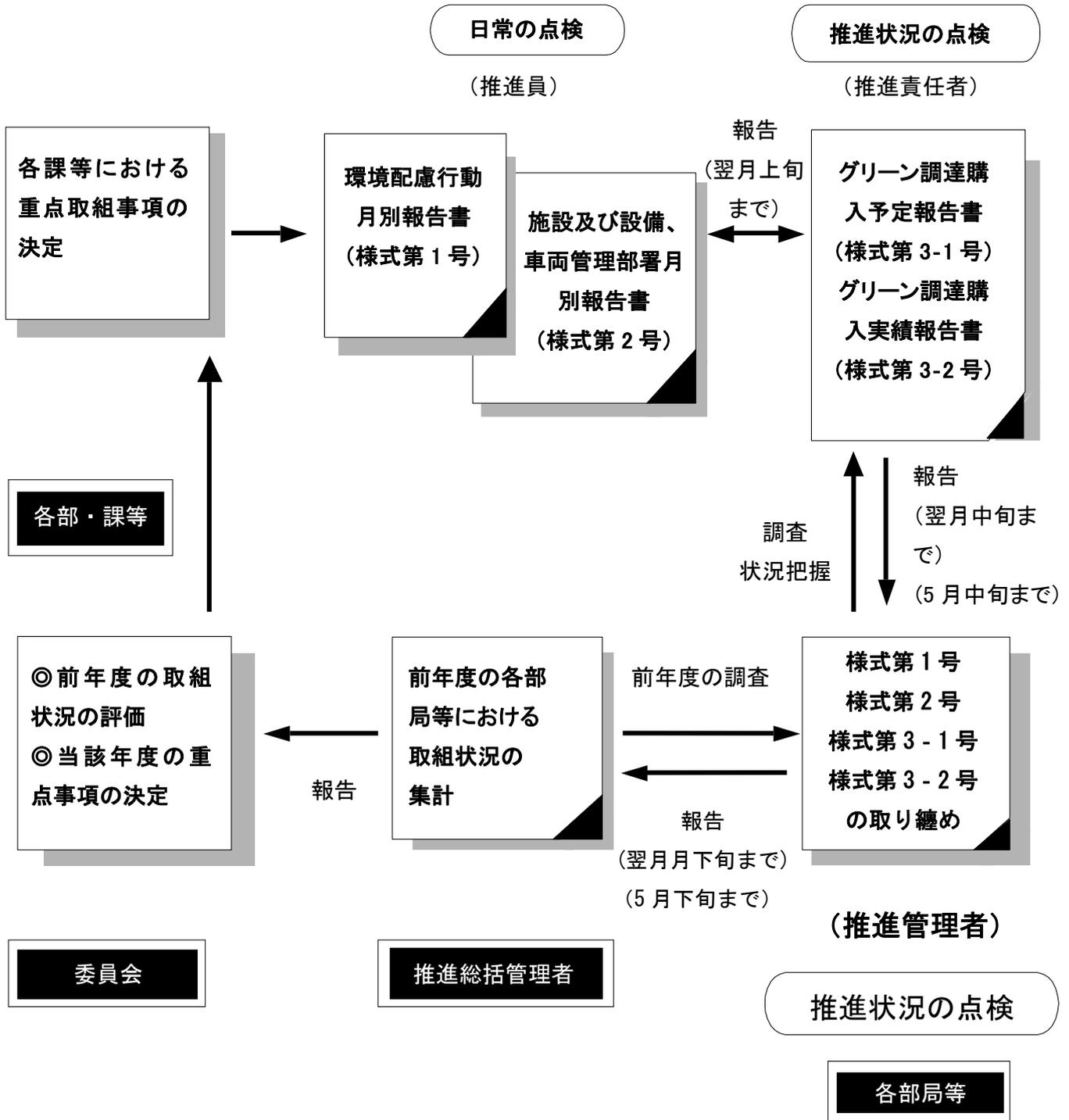


図 7.3 評価・点検の流れ

各課等におけるごみの分別及び資源物の取り扱いについて

1. ごみの分別徹底の取り組みについて

○現状の問題点

各課には分別ボックス及びリサイクルボックスが設置されており、機密文書の取り扱いを踏まえた対応がほぼ徹底されているように見受けられます。一方で、2課以上が集まる共同スペースになると、分別精度や排出先が不適切になっているように見かけることがあります。

また、資源として集めたものを売却する際には、保管スペースに適切な場所が確保できないこともあり、取り組みの進捗が難しい状況にあります。この他にも、出先の資源物は資源物として買い取るシステムに組み込まれておらず、市役所として有効に活用できていません。

○取り組みの対策

共同スペースについては、各自が従来通りの知識を基に直接ごみを捨てた時に、世の中の分別方法が変わっていることによって発生することが原因と考えられます。このため、年度始めに必ず小山市の分別方法をチェックし、各自の分別知識と世の中の分別方法が変わっていないか確認しましょう。

資源をより売却するには、施設管理部署が適切な保管スペースを確保し、出先職員の皆様が業務に支障がない範囲で定期的に保管スペースに運んで頂く必要があります。現時点では、保管スペースが十分でないため、保管スペースが確保でき次第、皆様に協力を求めていきたいと考えております。

2. 排出者が不明なごみの分別徹底の取り組みについて

コピー機や印刷機等といった共同スペースにある機器の利用に伴い、排出する消耗品及び小山市の名称がある看板やのぼりなどといったごみに出くわすことがあります。これらは基本的には設置部署等が存在するため、気付いた方が設置部署を探して頂き、連絡して下さい。設置部署につきましては、撤去までを踏まえた設置をお願いします。

様式第1号		小山市環境保全率先実行計画・環境配慮行動 月別報告書																															
		所属名							TEL							推進員氏名							所属職員数							名			
平成25年4月分																																	
No	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計	
1	主な取り組み項目 昼休み時及び17:15以降の照明の消灯（不要箇所）																																0
2	未使用時のOA機器の電源（待機電力）OFFの実施																																0
3	照明器具の清掃を実施																																0
4	エアコンフィルター・吹き出し口の清掃を実施																																0
5	変り源のイ重ク（ルkまする）																																0.0
6	新聞・雑誌ダンボール類使用済みの紙																																0.0
7	シュレッダーした紙																																0.0
8	その他資源																																0.0
9	クールビズ・ウォームビズの実施者数																																0
10	エコ通勤の実施者数																																0
11	ポランテイア清掃等の実施者																																0
12	共用自転車等で公用車を使わず移動																																0

※No.1、2、3、4の取り組みができた場合は○を、できなかった場合は×を記入する。

※No.5、6、7、8の取り組みを実施した際に重さを量り、合計量を記入する。

※No.8はペットボトルキャップ（プラスチックに限る）、インクカートリッジ、廃食油等のリサイクルルートが明確な物品に限る。

※No.9、10、11、12の取り組みを実施した日に、実施した人数を記入する。

小山市環境保全率先実行計画・施設及び設備、車両管理部署月別報告書																
平成25年度												合計				
No	項目	単位	施設名及び所属名										推進員氏名			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月	
1	契約電力	kW														
2	電気使用量	kWh														0
3	再生可能エネルギー発電量	kWh														0
4	都市ガス	m ³														0
5	プロパンガス	m ³														0
6	灯油	ℓ														0
7	重油	ℓ														0
8	台数	台														0
	給油量合計	ℓ														0
	走行距離	km														0
9	台数	台														0
	給油量合計	ℓ														0
	走行距離	km														0
10	台数	台														0
	充電量合計	kWh														0
	走行距離	km														0
11	台数	台														0
	給油量合計	ℓ														0
	走行距離	km														0
12	水道水使用量	m ³														0
13	雨水使用量	m ³														0

※No1に記載される項目のうち、各課で所管している施設及び設備、車両の使用に伴う項目に該当する場合のみ記入する。
 ※No11は契約電力に記載される値を記入する。
 ※No10の充電量が把握できない場合は記入しない。

様式3-1号

様式第3-1号						
小山市環境保全率先実行計画・グリーン調達購入予定報告書						
平成25年度						
所属名			推進員氏名			
No	分類	対象品目数	分類対象物品調達額(円)	環境配慮物品調達額(円)	調達率(%)	目標(%)
1	紙類	7				80
2	文具類	83				80
3	オフィス器具類	10				80
4	OA機器	19				80
5	携帯電話	2				80
6	家電製品	6				80
7	エアコンディショナー等	3				80
8	風水器等	4				80
9	照明	5				80
10	自動車	5				80
11	消火器	1				80
12	制服・作業服	3				80
13	インテリア・裝飾器具	10				80
14	作業用手袋	1				80
15	その他繊維製品	7				80
16	設備	6				80
17	防災備蓄用品	10				80
18	役務	17				80
合計額			0	0		80
※購入を予定していないNoは記載しない。						
※消費税込の購入予定金額を記入する。						

様式第3-2号

様式第3-2号						
小山市環境保全率先実行計画・グリーン調達購入実績報告書						
平成25年度						
		所属名	推進員氏名			
No	分類	対象品目数	分類対象物品調達額(円)	環境配慮物品調達額(円)	調達率(%)	目標(%)
1	紙類	7				80
2	文具類	83				80
3	オフィス家具類	10				80
4	OA機器	19				80
5	移動電話	2				80
6	家電製品	6				80
7	エアコンディショナー等	3				80
8	風水器等	4				80
9	照明	5				80
10	自動車	5				80
11	消火器	1				80
12	制服・作業服	3				80
13	インテリア・装飾用具	10				80
14	作業用手袋	1				80
15	その他繊維製品	7				80
16	設備	6				80
17	防災備蓄用品	10				80
18	役務	17				80
合計額			0	0		80
※購入しなかったNoは記載しない。						
※消費税込の購入金額を記入する。						